

第3回鶴田町農業委員会総会議事録

1. 開会の年月日 令和4年5月16日（月） 午後1時26分
 2. 開会の場所 鶴田町役場 301～303委員会室
 3. 閉会の年月日 令和4年5月16日（月） 午後1時46分

4. 出席委員（14人）の番号及び氏名

1番 鈴木照子	2番 成田春光	3番 高橋洋美	4番 棟方廣光
5番 田村昭弘	6番 菊池俊輔	7番 太田豪	8番 佐藤勝利
9番 三浦大俊	10番 長内悟	11番 秋庭礼子	12番 瓜田良一
13番 貴田徳正	14番 一戸辰美	15番 瀬戸弘之	16番 川村博行
17番 下山勝源			

5. 欠席委員（3人）

- 3番 高橋洋美
 5番 田村昭弘
 7番 太田豪

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
 第2 参与及び書記の任命
 第3 議案第5号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について
 議案第6号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について
 議案第7号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤一人	事務局次長 下山敏	総括主幹 貴田尚人	主事 蒔苗一輝
-----------	-----------	-----------	---------

8. 会議の概要

開会 午後1時26分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長下山勝源が議長となる。

議 長

只今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。これより、第3回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、4番棟方廣光委員、6番菊池俊輔委員、また、参与には川村会長職務代理、佐藤局長、下山次長、書記には貴田総括主幹、蒔苗主事を任命いたします。

会期の件を議題といたします。お諮りします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第5号から議案第7号まで一括議題とし、順次審議に入り

たいと思います。ご異議ございませんか。

【なしの声あり】

議 長

異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず最初に、議案第5号の審議に入ります。

議案第5号に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いいたします。

4番、棟方廣光委員。

棟方委員

はい、4番棟方です。それでは、報告をいたします。

去る5月6日、菊池俊輔委員、事務局と現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件です。

いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。以上です。

議 長

それでは、議案第5号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第5号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。

本案件は3件です。No.1からNo.3について、説明いたします。

令和4年4月15日に行われた鶴田町あっせん会議で成立した売買申請が1件、普通売買が2件です。No.2につきましては、新規取得で鶴田町の農地4, 208㎡を売買申請、また五所川原市の農地3, 121㎡の売買申請を5月の農業委員会総会にかかるように同時申請されております。そのため、新規取得面積が合計7, 329㎡となり、下限面積である5, 000㎡を満たします。

農地法第3条第2項各号の判断については、調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議 長

ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第6号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第6号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は2件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第7号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第7号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は5件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

契約期間及び賃借料については記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なしの声あり】

議長 ないので、質疑討論を打ち切ります。
それでは、表決に入ります。議案第5号から議案第7号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。
次に、報告第3号について事務局より説明願います。

事務局 報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。
農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。
No.1について、双方合意により解約した旨の通知がありました。合意解約をした日につきましては、記載のとおりです。
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
次に報告第4号について事務局より説明願います。

事務局 報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。
農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。
No.1からNo.4については、相続により所有権を取得したものです。
以上です。

議長 ただいまの報告について、質問ございませんか。

【なしの声あり】

議長 ないので、質問を打ち切ります。
暫時休憩します。(午後1時34分)

【暫時休憩】

議長 再開いたします。(午後1時45分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了しましたので、第3回鶴田町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。(午後1時46分)